

第 2 次山梨県消費者基本計画に基づく令和 6 年度事業実績及び令和 7 年度事業計画

基本方針				①施策の記述 ※計画に記載している施策の記述	②内容（事業名）	③ R 6 取組予定 （実施時期、実施回数、目標件数、 配布枚数等）	④ R 6 取組実績 （実施時期、実施回数、目標件数、 配布枚数等）	⑤ R 7 取組予定 （実施時期、実施回数、目標件数、 配布枚数等）	⑥所属
1 商品のサービスの安全の確保									
(1) 監視・指導・検査の徹底 消費生活用製品、電気製品、医薬品、水道水等の安全性を確保するため、監視・指導・検査を実施します。									
1	(1)	ア		乳児用ベッドや家庭用圧力鍋等による事故を未然に防止するため、消費生活用製品安全法に基づく販売店への立入検査・指導	乳児用ベッドや家庭用圧力鍋等の一般消費者に危害を及ぼす恐れが多いと思われる製品について、消費生活用製品安全法に基づく販売店への立入検査・指導を実施。実施主体は市町村	引き続き市町村において立入検査を実施する。	市町村において立入検査を行った。 市：甲府市、都留市、山梨市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市 町村：市川三郷町、身延町、富士川町、昭和町、道志村	引き続き市町村において立入検査を実施する。	県民生活支援課
1	(1)	イ		電気製品による火災事故等の発生を未然に防止するため、電気用品安全法に基づく販売店への立入検査・指導	電気用品の販売に係る店舗等において、電気用品等の物件を検査を実施（ただし、町村関係のみ。また、事務を町村に移譲しているため、実施主体は町村（消防本部））	町村（消防本部）において、通年で22販売所への立入検査を予定	町村（消防本部）において、通年で18販売所への立入検査を実施	町村（消防本部）において、通年で17販売所への立入検査を予定	消防保安課
1	(1)	ウ		ガスによる重大事故を未然に防止するため、ガス事業法及び液化石油ガス法に基づく機器販売店への立入検査・指導	液化石油ガス販売事業者の販売所を対象とした立入検査に併せて液化石油ガス器具等の検査等を実施（ただし、町村関係のみ）	通年で7販売所への立入検査を予定	計画通り、通年で7販売所への立入検査を実施	通年で9販売所への立入検査を予定	消防保安課
1	(1)	エ		医薬品等の安全性を確保するため、医薬品・医療機器等法に基づく薬局及び医薬品販売施設等の監視・指導	医薬品医療機器等法に基づき、薬局等の監視指導を実施	実施時期：通年、実施回数：随時	実施時期：通年、実施回数：568回	実施時期：通年、実施回数：随時	衛生業務課
1	(1)	オ		生活衛生を確保するため、生活衛生関係法令に基づく生活衛生施設の監視・指導	生活衛生関係法令に基づき、生活衛生施設の監視指導を実施	実施時期：通年、実施回数：随時	実施時期：通年、実施回数：延べ 5 5 3 回	実施時期：通年、実施回数：随時	衛生業務課
1	(1)	カ		水質の確保を図るため、水道法に基づく水道施設等の監視・指導	水道法に基づき、水道施設等の監視指導を実施	実施時期：通年、実施回数：随時	実施時期：通年、実施回数：17回	実施時期：通年、実施回数：随時	衛生業務課
1	(1)	キ		遊具の安全性を確保するため、都市公園法に基づく遊具の点検を実施	遊具の安全性を確保するため、都市公園法に基づく遊具の点検を実施	年1回点検を実施	都市公園ごと年1回ずつの点検を実施	年1回点検を実施	景観まちづくり室
(2) 消費者事故の調査・公表 消費者安全法に基づく消費者事故防止情報を収集し国へ報告するとともに、事故原因に関する情報収集のため、商品テストを実施します。また、子どもの死亡事故防止のため、死亡事例の検証等を行います。									
1	(2)	ア		消費者事故の拡大を防ぐため、消費者安全法に基づく消費者庁からの重大事故情報やリコール情報の周知、必要に応じ国への立入検査の実施要請	消費者安全法に基づく重大事故等に係る公表 法第38条第1項に基づく情報提供の通知 製品評価技術基盤機構製品安全センターからのリコール情報の周知 必要に応じ国への立入検査の要請	引き続き市町村への情報提供・通知、消費者安全法第38条第1項に基づく情報提供を行う。	随時市町村への情報提供・通知、消費者安全法第38条第1項に基づく情報提供を行った。	引き続き市町村への情報提供・通知、消費者安全法第38条第1項に基づく情報提供を行う。	県民生活支援課
1	(2)	イ		消費者の事故防止のため、消費生活用品の事故に関する注意事項の消費者への情報提供	国が発信する消費生活用品の事故情報や注意事項を迅速に消費者へ情報提供する。	引き続き市町村を通じて情報提供を行う	随時、市町村を通じて消費者へ情報提供を行った。	引き続き市町村を通じて情報提供を行う	県民生活支援課
1	(2)	ウ		商品の欠陥等による消費者事故を防止するため、商品テストの実施	商品の欠陥等による消費者事故を防止するため、商品テスト等 実施する	必要に応じて実施	実施なし	必要に応じて実施	県民生活センター
1	(2)	エ		子どもの事故防止のため、事例等の情報発信及び啓発	国民生活センター「子どもサポート情報」ほか、子どもの事故防止に向けた情報の発信、市町村を通して住民への周知	随時実施	随時実施	随時実施	県民生活支援課
1	(2)	オ		予防可能な子どもの死亡を減らすため、専門家等による、18歳未満の子どもの死亡事例の検証	18歳未満の子どもの死亡したとき、死因や背景因子の調査を行い、効果的な予防対策を導き出すための体制を整備	CDR推進会議（6月に1回） CDR多機関検証委員会(死亡した子どもの個別検証を随時、概観検証を2回実施) 子どもの死亡の予防策を報告書にまとめ、関連事業に反映 予防策の推進	CDR推進会議（6月に1回） CDR多機関検証委員会(死亡した子どもの個別検証を随時、概観検証を2回(8月、12月） 子どもの死亡の予防策を報告書にまとめ、関連事業に反映 予防策の推進（グリーフケア従事者研修会（11月）、地域におけるグリーフケア相談窓口一覧の作成、父親支援従事者研修会（5月）、父親セミナー（12月）	CDR推進会議（6月に1回） CDR多機関検証委員会(死亡した子どもの個別検証を随時、概観検証を2回実施) 子どもの死亡の予防策を報告書にまとめ、関連事業に反映 予防策の推進	子育て・次世代サポート課
(3) 災害や感染症流行時の生活関連物資の安定供給・価格の安定化に向けた取組 県民への生活関連物資の安定供給を確保するため、価格の動向や需給状況を監視するとともに、災害や感染症流行時における物資の調達・供給について、関係部局と連携して対策を講じます。									
1	(3)	ア		災害や感染症流行時の買い占めや売り惜しみを抑制するため、指定物資の価格等調査、事業者への勧告、県民への情報提供	指定物資の県内店舗の価格調査を実施。買い占めや売り惜しみが認められる場合に事業者へ勧告。非常時における生活関連物資の県内状況を県民へ情報提供	必要に応じて実施	R6実施せず	必要に応じて実施	県民生活支援課
1	(3)	イ		災害や感染症流行時の不安を解消するため、生活関連物資の情報収集	災害や感染症流行時の生活関連物資等の価格や市場での供給状況について、県や消費生活協力員等による情報収集	必要に応じて実施	R6実施せず	必要に応じて実施	県民生活支援課
1	(3)	ウ		災害時における生活必需物資の調達協定に基づく物資の供給	「災害時における生活必需物資の調達等に関する協定」の締結 協定に基づく連携体制の強化	引き続き連携体制の確認を行う。	年度初めに連携体制の確認を行った。	引き続き連携体制の確認を行う。	県民生活支援課
1	(3)	ウ		災害時における生活必需物資の調達協定に基づく物資の供給	毎年実施する総合図上訓練などの訓練の場において、避難所への物資供給に係る手順等を確認するとともに、物資の供給にかかる訓練実施について検討を行う。	関係者が、物資拠点における実際の運用をイメージできるよう、県の物資拠点等で物資に係る一連の業務の流れや役割分担などを関係者間で確認、共有するとともに、実際の運用における課題を抽出する。	県の物資拠点であるアイメッセ山梨において、トラック協会等関係者と共に施設内において実際の利用を想定した動線確認を行い、業務の流れや役割分担などを関係者間で共有した。	R6年度に確認した内容に基づき、物資を実際に使い、トラック協会等関係者及び市町村と連携し、アイメッセ山梨での物資受入から市町村物資拠点を経由し、市町村まで物資を搬送する一連の流れを実施し、課題を抽出する。	防災危機管理課
1	(3)	ウ		災害時における生活必需物資の調達協定に基づく物資の供給	山梨県地震防災訓練にて協定締結企業との演習を実施	11月24日予定、実施回数1回、参加企業1社	11月24日実施、実施回数1回、参加企業1社	11月23日予定、実施回数1回、参加企業1社	産業政策課
1	(3)	エ		商店や商店街等が地域と連携して行う買い物弱者対策のための取組への支援	山梨県地域商業活性化支援事業費補助金 (R5年度事業名： 山梨県地域商業にぎわい創出支援事業費補助金)	通年、交付申請受付	通年、交付申請受付	通年、交付申請受付	産業政策課
1	(3)	オ		感染症への対応力を向上させるため、不織布マスクの供給体制の強化	新型コロナウイルスをはじめとした感染症への対応力強化を図るため、県内に不織布マスクの製造拠点を整備	実施予定事業なし	実施事業なし	実施予定事業なし	成長産業推進課

第 2 次山梨県消費者基本計画に基づく令和 6 年度事業実績及び令和 7 年度事業計画

基本方針				①施策の記述 ※計画に記載している施策の記述	②内容（事業名）	③ R 6 取組予定 （実施時期、実施回数、目標件数、 配布枚数等）	④ R 6 取組実績 （実施時期、実施回数、目標件数、 配布枚数等）	⑤ R 7 取組予定 （実施時期、実施回数、目標件数、 配布枚数等）	⑥所属
				(4) 食の安全・安心の確保 生産から販売までの各段階における食品の安全性に向けた法令遵守の徹底、的確な監視・指導や食品に関する正確な情報提供の推進、食品による健康への悪影響の未然防止に向けた体制整備を行います。					
1	(4)	ア		米トレーサビリティ法に基づく生産者、事業者等への指導・立入検査	生産者・卸売業者・外食店等における米穀取引の記録・保存と、消費者への産地情報伝達の状況確認のため、国と連携した事業者等への検査・指導やイベント、HP等を通じた普及啓発の実施	イベント等、様々な機会を通じて、普及啓発を行う。 必要に応じて、関東農政局と連携し、検査・指導を実施する。	事業者への立入検査：0 回 やまなし食の安全・安心ポータルサイトに米トレーサビリティ法の概要について掲載。	イベント等、様々な機会を通じて、普及啓発を行う。 必要に応じて、関東農政局と連携し、検査・指導を実施する。	県民生活支援課
1	(4)	イ		牛トレーサビリティ法に基づく畜産農家、事業者等への指導・立入検査	牛飼養農家に対する耳標装着、及び食肉販売業者等の個体識別番号表示遵守のための指導の実施	指導実施時期（牛飼養農家：通年、食肉販売業者等：2 月）	指導実施時期（牛飼養農家：通年、食肉販売業者等：2 月）	指導実施時期（牛飼養農家：通年、食肉販売業者等：2 月）	畜産課
1	(4)	ウ		食品衛生法に基づく施設の監視・指導及び同法に基づく食品等の規格基準の適合に関する収去検査	山梨県食品衛生監視指導計画に基づいて実施	実施時期：通年、実施回数：随時	実施時期：通年、実施件数：640件	実施時期：通年、実施回数：随時	衛生業務課
1	(4)	エ		食用に供する食肉、食鳥肉について検査・監視・指導	と畜場法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づいて実施	実施時期：通年、実施回数：随時	実施時期：通年、実施回数：延べ523回	実施時期：通年、実施回数：随時	衛生業務課
1	(4)	オ		持続的養殖生産確保法に基づく養殖衛生管理の指導等	消費者の視点に立った健全で安全な養殖魚の生産に寄与するために、養殖業者への巡回指導を実施	対象となる養殖生産者及び漁協に対し、年間を通して技術の普及や養殖場の監視、また防疫対策指導などの巡回指導を 4 8 回実施する。	年間を通じ、養殖現場への巡回指導及びアユの漁業権をもつ漁協への防疫対策の指導を、4 8 回実施した。	対象となる養殖生産者及び漁協に対し、年間を通して技術の普及や養殖場の監視、また防疫対策指導などの巡回指導を 4 8 回実施する。	食糧花き水産課
1	(4)	カ		B S E 特措法に基づく牛の B S E 検査	B S E 特措法に基づいて実施	実施時期：通年、実施回数：随時	実施時期：通年、実施件数：17 件	実施時期：通年、実施回数：随時	衛生業務課
1	(4)	カ		B S E 特措法に基づく牛の B S E 検査	死亡牛BSE全頭検査事業 96ヶ月齢以上の死亡牛についてBSE検査を実施	実施時期：周年、実施回数：随時	実施時期：周年、実施回数：随時	実施時期：周年、実施回数：随時	畜産課
1	(4)	キ		県産農林産物等と流通食品の放射性物質検査	山梨県食品衛生監視指導計画に基づき、県内で生産・製造される食品、県内での流通の多い食品について収去を行い検査を実施	関係部署との情報共有、連携：通年	流通食品に係る検査実施なし、随時情報共有	関係部署との情報共有、連携：通年	衛生業務課
1	(4)	キ		県産農林産物等と流通食品の放射性物質検査	野生獣肉の安全・安心を確保するため、野生鳥獣の放射性物質検査を実施する。本県の主な野生鳥獣の放射性物質検査の実施	実施時期：10月 検体数：野生獣肉12検体（ニホンジカ8検体、イノシシ4 検体）	実施時期：10月16～18日 検体数：野生獣肉9検体（ニホンジカ6検体、イノシシ3 検体）	実施時期：10月 検体数：野生獣肉12検体（ニホンジカ8検体、イノシシ4 検体）	自然共生推進課
1	(4)	キ		県産農林産物等と流通食品の放射性物質検査	県産特用林産物の安全・安心を確保するため、放射性物質の検査を実施	通年、検査品目：10品目	通年、検査品目：10品目	通年、検査品目：12品目	林業振興課
1	(4)	キ		県産農林産物等と流通食品の放射性物質検査	本県の主要な農産物の放射性物質検査の実施	通年、調査品目6品目、調査点数 6 点を実施	計画どおり実施 調査品目 6 品目、調査点数 6 点	県の実施なし ※ J A が任意で検査実施	農業技術課
1	(4)	ク		残留有害物質モニタリング検査	令和2年度山梨県食品衛生監視指導計画に基づいて実施（畜水産食品・残留有害物質検査事業）	実施時期：通年、実施回数：随時	実施時期：通年、実施件数：115件	実施時期：通年、実施回数：随時	衛生業務課
1	(4)	ケ		食品の安全性に関する相談を受けるため、食品安全 1 1 0 番の設置	課内に専用回線を設置、県民からの食の安全性に関する相談や事業者の食品表示の方法に係る相談受付	随時実施	実施時期：通年 受付件数：106件 ・表示に関する問い合わせ：72件 ・食の安全性に関する問い合わせ：3件 ・表示違反に係わる情報提供：20件 ・その他：11件	随時実施	県民生活支援課
1	(4)	コ		県民に対する食の安全・安心等について積極的な情報提供	山梨県食品衛生監視指導計画に基づき、食品自主回収情報等を県 H P で公表	実施時期：通年、実施回数：随時	実施時期：通年、実施回数：14回	実施時期：通年、実施回数：随時	衛生業務課
1	(4)	コ		県民に対する食の安全・安心等について積極的な情報提供	食品の安全性や栄養等、食に関する様々な内容を一元的に「やまなし食の安全・安心ポータルサイト」により情報提供	随時実施	実施時期：通年 アクセス数：3325件	随時実施	県民生活支援課
1	(4)	サ		食育や食の安全・安心等についての意見交換会や情報提供等を通じて、県民の意見聴取や関係団体の取り組みを促進	生産者、事業者、消費者、行政など、関係者の意見交換の場とする「食の安全・安心を語る会」の開催	食の安全・安心を語る会を実施 1 回（2 月予定）	実施時期：R7.2.3、参加人数：140名 ①基調講演 ②パネルディスカッション ③質疑応答	食の安全・安心を語る会を実施 1 回（2 月予定）	県民生活支援課
1	(4)	シ		HACCP（食品の製造工程衛生管理）方式等に関する情報の提供、指導・助言を用いた生産衛生管理モデルを推進するための実態調査やデータの収集を実施	HACCPの普及啓発のため取り組みを行う畜産農家に勉強会を実施。	H A C C P 導入を推進指導 農場 H A C C P 認証農場における引き続きの衛生管理指導 3 農場	H A C C P 導入を推進指導 農場 H A C C P 認証農場における引き続きの衛生管理指導 3 農場	H A C C P 導入を推進指導 農場 H A C C P 認証農場における引き続きの衛生管理指導 3 農場	畜産課
1	(4)	ス		飼料安全法に基づく飼料の適正使用の推進	県流通飼料対策推進検討会の開催等				畜産課

第 2 次山梨県消費者基本計画に基づく令和 6 年度事業実績及び令和 7 年度事業計画

基本方針			①施策の記述 ※計画に記載している施策の記述		②内容（事業名）	③ R 6 取組予定 （実施時期、実施回数、目標件数、 配布枚数等）	④ R 6 取組実績 （実施時期、実施回数、目標件数、 配布枚数等）	⑤ R 7 取組予定 （実施時期、実施回数、目標件数、 配布枚数等）	⑥所属
1	（4）	セ		G A P（農業生産工程管理）手法の導入促進	GAPに対する消費者や実需者の信頼性を高めるため、県による確認・検証・審査を行う「やまなし G A P 認証制度」や国際水準 G A P の推進を図るとともに、GAP推進に向けて農業者及び流通・小売業者、消費者を対象とした「GAPフォーラム」を開催する。	やまなし G A P 認証審査会 3回 フォーラムの開催 1回（参加者 3 0 人程度）	やまなし G A P 認証審査会 3回 フォーラムの開催 3/17実施、1 回（参加者 3 8 名）	やまなし G A P 認証審査会 3 回	農業技術課
1	（4）	ソ		農薬危害防止運動等による農薬適正使用の推進	農薬使用の多い時期を「山梨県農薬危害防止運動」の実施期間と定め、通知やポスター等を配布し、関係法令等の周知と農薬適正使用・適正管理の徹底を図る。	6～9月、通知・ポスター配布（2 1 0 部）・広報等	6～9月、通知・ポスター配布（2 1 0 部）、広報等	6～9月、通知・ポスター配布（2 1 0 部）・広報等	農業技術課
1	（4）	タ		農薬管理指導士、農薬適正使用アドバイザーの認定	農薬安全使用に関する専門的な研修会を実施し、農薬使用者の資質向上と、的確なアドバイスに関する知識の普及強化を図る。受講者へは「山梨県農薬管理指導士・山梨県農薬適正使用アドバイザー」として認定し、認定証を交付する。	2月、年1回、2 0 0 名程度	研修会 2 / 5 実施、1 回開催 農薬管理指導士 認定者；1 1 6 名 農薬適正使用アドバイザー 認定者：7 9 名	研修会 2 月開催、年 1 回、2 0 0 名程度	農業技術課
1	（4）	チ		学校給食衛生管理基準に基づく学校給食の食材検査	県立学校における学校給食衛生管理基準に基づく原材料及び加工食品についての微生物検査、理化学検査の実施	6月実施、実施回数 5回、参加数 5施設	6月実施、実施回数 5回、参加数 5施設	6月実施、実施回数 5回、参加数 5施設	保健体育課
1	（4）	ツ		栄養教諭・栄養職員等研修会、栄養衛生管理講習会等における衛生管理講習の実施	栄養教諭学校栄養職員研修会、山梨県栄養衛生管理講習会、を実施	①研修会 実施回数 2回 参加者数 各回120人 【6月・10月参集開催予定】 ②講習会 実施回数 1回 参加者数 600人 【7月～8月実施映像配信にて実施予定】	①研修会 実施回数 2回 参加者数6月100人・10月96人 ②講習会 実施回数 1回 参加者数 583人 【7月～8月映像配信にて実施】	①研修会 実施回数 2回 参加者数 各回120人 【6月・10月参集開催予定】 ②講習会 実施回数 1回 参加者数 600人 【7月～8月実施映像配信にて実施予定】	保健体育課
1	（4）	テ		学校給食の衛生管理に関する調査研究	県内市町村教育委員会で給食施設を対象に調査研究を実施	9～11月実施、実施回数5回（1施設1回）	10月実施、実施回数5回（1施設1回）	10月実施、実施回数5回（1施設1回）	保健体育課
2 消費者と事業者との取引の適正化									
（1）表示等の適正化の推進 商品やサービスの質の確保や、消費者の自主的・合理的な選択機会を確保するため、商品やサービスの表示・計量・規格についての監視・指導・検査を実施します。									
2	（1）	ア		家庭用品の品質表示の適正化を図るため、家庭用品品質表示法に基づく販売店への立入検査	家庭用品の品質表示の適正化を図るため、家庭用品品質表示法に基づく販売店への立入検査等を実施する。	引き続き市町村において立入検査を実施する。	市町村において立入検査を行った。 市：甲府市、都留市、山梨市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市 町村：市川三郷町、身延町、富士川町、昭和町、道志村	引き続き市町村において立入検査を実施する。	県民生活支援課
2	（1）	イ		食品表示ウォッチャーによるモニタリング	県民を食品表示ウォッチャーとして委嘱、食品販売店における食品表示のモニタリング実施と県への報告	随時実施	食品表示ウォッチャー：94名（R7.3.31時点） 臨時報告、定期報告 年4回 報告件数：7,912件 必要時管轄機関へ回付	随時実施	県民生活支援課
2	（1）	ウ		家電製品の表示の適正化を図るため、家電販売団体等と協働し、家電販売の適正表示調査	家電製品の表示の適正化を図るため、家電販売団体等と協働し、家電販売の適正表示調査を実施する。	参加予定	店舗調査に2回参加	参加予定	県民生活センター
2	（1）	エ		消費者の適切な選択機会を確保するため、景品表示法に基づく事業者への指導・措置命令	消費者の適切な選択機会を確保するため、景品表示法に基づく事業者への指導・措置命令等を行う。	必要に応じて実施	R6実績無し	必要に応じて実施	県民生活支援課 県民生活センター
2	（1）	オ		事業者が消費者の声を反映した商品・サービスの提供を行うため、消費者教育ポータルサイト等を活用した情報提供	事業者が消費者の声を反映した商品・サービスの提供を行うため、消費者教育ポータルサイトなどの活用による情報提供 景品表示法など、消費者の権利を保護する法律を理解し、消費者志向経営を実践するための研修会等を実施	消費者志向経営に関する研修会を 1 1 月に実施予定	消費者志向経営に関する研修会を 1 1 月に実施	消費者志向経営に関する研修会を 1 1 月に実施予定	県民生活センター
2	（1）	カ		食品表示の適正化を図るため、合同調査の実施	食品表示法、景品表示法、食品衛生法等を所管する関係機関、部署と合同で食品販売店における食品表示の状況を調査	6月、9月、12月、2月に実施	実施時期：6月14日、9月13日、12月13日、2月14日 対象店舗：24、対象品目数：9,007 適正表示施設実施率：70.8%、適正表示品目率：99.8%	6月13日、9月12日、12月12日、2月13日に実施	県民生活支援課
2	（1）	カ		食品表示の適正化を図るため、合同調査の実施	山梨県食品衛生監視指導計画に基づき、食品等事業者に適正表示の監視・指導を実施	実施時期：通年、実施回数：随時	実施時期：通年 実施回数：随時 合同調査計：51店舗、単独調査計：19店舗実施	実施時期：通年、実施回数：随時	衛生薬務課
2	（1）	キ		有害物質を含有する家庭用品による健康被害を防止するため、有害物質含有家庭用品規制法に基づく販売規制・回収命令・立入検査	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づいて実施	実施時期：通年、実施回数：随時	実施時期：10月31日 実施回数：試買検査1回（1日間） 計30検体実施	実施時期：通年、実施回数：随時	衛生薬務課
2	（1）	ク		食品等の内容量表示の適正化を図るため、計量法に基づく表示を行う者への適正表示の指導、対象商品を製造及び販売する事業所等への立入検査	食品(精肉・魚類、野菜等のパック詰め品等)の内容量の適正表示に係る立入検査の実施（商品量目立入検査）	実施時期：年 2 回（6～8月、1 0 月～1 2 月） 実施回数等：調査数 2 4 事業所	実施時期：6 月、1 0 月 実施回数等：調査数 2 4 事業所	実施時期：年 2 回（6～8月、1 0～1 2 月） 実施回数等：調査数 2 4 事業所	産業政策課 （計量検定所）

第 2 次山梨県消費者基本計画に基づく令和 6 年度事業実績及び令和 7 年度事業計画

基本方針				①施策の記述 ※計画に記載している施策の記述	②内容（事業名）	③ R 6 取組予定 （実施時期、実施回数、目標件数、 配布枚数等）	④ R 6 取組実績 （実施時期、実施回数、目標件数、 配布枚数等）	⑤ R 7 取組予定 （実施時期、実施回数、目標件数、 配布枚数等）	⑥所属
2	（２）消費者契約の適正化の推進 不当な取引が行われないよう、各種法令等に基づく事業者に対する指導・監督・立入検査等を実施します。また、関係機関と情報共有します。								
2	（２）	ア		前払式特定取引等における契約の適正化を図るため、割賦販売法に基づく事業者への立入検査等	関東経済産業局との合同調査	必要に応じて実施	R6実施なし	必要に応じて実施	県民生活支援課
2	（２）	イ		特定商取引法及び消費生活条例に基づく悪質事業者への指導・行政処分	関係機関との情報共有し、必要に応じ指導を行う	必要に応じて実施	実施なし	必要に応じて実施	県民生活支援課 県民生活センター
2	（２）	ウ		貸金業法に基づく事業者への立入検査・行政処分	貸金業法に基づく事業者への立入検査・行政処分	0	立入検査 1 件	立入検査 3 件	産業振興課
2	（２）	エ		旅行契約の適正化を図るため、旅行業法に基づく事業者への立入検査	旅行業法第70条第3項に基づき、旅行業法の遵守状況を確認するため、旅行者等に立入検査を行う。	【立入検査の実施】 実施時期：適宜 実施箇所：4 箇所程度	【立入検査の実施】 実施時期：3月 実施箇所：1箇所	【立入検査の実施】 実施時期：適宜 実施箇所：4 箇所程度	観光政策グループ
2	（２）	オ		宅地建物取引の適正化を図るため、宅地建物取引業法に基づく事業者への指導・監督	新規免許事業者を中心に宅地建物取引業者への立入調査を実施する。	実施時期：1 1～1月、対象件数：3 5～4 0 業者	実施時期：8～1月、対象件数：3 9 業者	実施時期：8～1月、対象件数：3 5～4 0 業者	建築住宅課
2	（２）	カ		サイバー犯罪のパトロール・取締	サイバーパトロールによる違法情報等の把握・取締	サイバーパトロールによる違法情報等の把握・取締	年間を通じて、サイバーパトロールによる違法情報等の把握活動を実施した。 Xにおいて違法情報等のポストに対し、当課公式アカウントから警告を実施（実施時期：通年、実施件数：2,132 件、目標件数：設定なし）。	サイバーパトロールによる違法情報等の把握・取締・警告。	県警本部サイバー 犯罪対策課
2	（２）	キ		関係法令に基づくヤミ金融、悪質商法等の生活経済事犯の取締	生活経済関係法令に基づくヤミ金融、悪質商法等の生活経済事犯の取締	生活経済関係法令に基づく、ヤミ金融、悪質商法等の生活経済事犯の取締	年間を通じて、生活経済関係法令に基づく、ヤミ金融、悪質商法等の生活経済事犯の取締りを推進した。	生活経済関係法令に基づく、ヤミ金融、悪質商法等の生活経済事犯の取締	県警本部保安課
2	（２）	ク		取締を強化するため、関係機関等との情報共有	取締を強化するため、関係機関等との情報共有	取締り強化のため、関係機関等との情報共有	山梨県消費者安全確保推進会議他、関係機関が主催する会議に出席し、情報共有した（計3回）	取締り強化のため、関係機関等との情報共有	県警本部保安課
2	（２）	ク		取締を強化するため、関係機関等との情報共有	消費生活侵害事犯が疑われる場合、相談者の同意に基づく警察への早期情報提供を行う	必要に応じて実施	消費生活侵害事犯が疑われる事案について情報提供を行った	必要に応じて実施	県民生活センター
3 消費者被害の防止と救済									
（１）県と市町村等の連携による相談対応の充実 どこに住んでいても質の高い支援・救済を受けられる相談体制を拡充するために、県と市町村相談窓口等の連携強化と情報共有を進め、消費者被害の解決及び拡大防止を図ります。									
3	（１）	ア		消費者被害の防止と救済のため、地域で活動する消費生活協力員の委嘱、研修の実施	山梨県消費生活条例に基づき、消費生活協力員を委嘱し、県下市町村に配置 （活動内容）市町村消費生活相談窓口の周知、市町村消費生活相談窓口への相談等の取次、見守り活動、消費者教育・啓発活動等	協力員の（7 8 名）の委嘱 任期 2年 R6.4.1～R8.3.31	協力員の（7 8 名）の委嘱 任期 2年 R6.4.1～R8.3.31	協力員の（7 8 名）の委嘱 任期 2年 R7.4.1～R8.3.31	県民生活支援課
3	（１）	ア		消費者被害の防止と救済のため、地域で活動する消費生活協力員の委嘱、研修の実施	消費生活協力員の活動に資するため、必要な情報の提供、研修を実施	研修を年2回実施予定。必要に応じてメール等で情報提供を行う	研修を年2回実施。メール等で情報提供を行った	研修を年2回実施予定。必要に応じてメール等で情報提供を行う。	県民生活センター
3	（１）	イ		県と市町村の消費生活相談窓口及び消費者ホットライン（1 8 8）の周知を図るため、県HP、情報誌、テレビ等を活用した広報の実施	県HP、SNSによる消費者事故、消費者被害の注意喚起情報の発信 消費生活情報誌「かいじ号」の発行・配付 テレビスポット「くらしの情報」の放送 若者向け、高齢者向け消費者被害防止チラシの作成 等	県HP、SNSによる消費者事故、消費者被害の注意喚起情報を発信。 消費生活情報誌「かいじ号」の発行・配付。（2回） 動画広告等により、消費生活に関する情報提供と幅広い周知を行う（年10本） HPやSNSで若者向け、高齢者向け消費者被害防止を呼びかける	県HP、SNSによる消費者事故、消費者被害の注意喚起情報を発信。 消費生活情報誌「かいじ号」の発行・配付。（2回） 動画広告等により、消費生活に関する情報提供と幅広い周知を行う（年10本） HPやSNSで若者向け、高齢者向け消費者被害防止を呼びかけた。	県HP、SNSによる消費者事故、消費者被害の注意喚起情報を発信。 消費生活情報誌「かいじ号」の発行・配付。（2回） 動画広告等により、消費生活に関する情報提供と幅広い周知を行う（年12本） HPやSNSで若者向け、高齢者向け消費者被害防止を呼びかける	県民生活支援課 県民生活センター
3	（１）	ウ		消費生活センター設置等にかかる市町村支援	市町村の消費生活センターの設置を進めるため該当市町村に対し助言、支援等を実施	引き続き、未設置の市町村に対し、必要な支援を行う	未設置の市町村に対し助言等を行った	引き続き、未設置の市町村に対し、必要な支援を行う	県民生活支援課
3	（１）	エ		消費者や市町村に対する消費者トラブルやリコール等に関する情報提供	消費者庁、国民生活センター、その他関係機関からの消費者トラブルやリコール等に関する情報を県HP及び市町村を通じて住民に周知、情報提供	引き続き、情報提供を随時実施する	県HPや市町村を通じ、情報提供、周知を行った。	引き続き、情報提供を随時実施する。	県民生活支援課

第 2 次山梨県消費者基本計画に基づく令和 6 年度事業実績及び令和 7 年度事業計画

基本方針			①施策の記述 ※計画に記載している施策の記述	②内容（事業名）	③ R 6 取組予定 （実施時期、実施回数、目標件数、 配布枚数等）	④ R 6 取組実績 （実施時期、実施回数、目標件数、 配布枚数等）	⑤ R 7 取組予定 （実施時期、実施回数、目標件数、 配布枚数等）	⑥所属
3	(1)	オ	県内のいずれの相談窓口においても迅速な助言・あっせんが実施できるよう市町村相談窓口のサポート	市町村相談窓口、県民生活センターが連携し、県内のいずれの相談窓口でも消費者相談が迅速に実施される体制整備と適切な助言・あっせんを実施	随時実施予定	相談への対応、困難事案の解決・啓発など、消費生活相談窓口における相談業務の技術的支援を実施	随時実施予定	県民生活センター
3	(1)	カ	県及び市町村消費生活相談員等による相談事例検討会の開催	県と市町村相談員による各相談窓口の相談事例の検討会を実施	年 2 回実施予定	情報交換会を年 2 回実施	年 2 回実施予定	県民生活センター
3	(1)	キ	消費生活相談員の資質向上や市町村行政職員の消費者問題対応能力向上のため、レベルアップ研修等の実施	消費生活相談員の資質向上のため、最新事例や対応などのレベルアップ研修を実施	年 6 回実施予定	見守り体制強化研修にて相談員の相談対応力向上のための研修会を実施した（年 8 回）	年 6 回実施予定	県民生活センター
3	(1)	ク	新 P I O - N E T（全国消費生活情報ネットワークシステム）を活用した消費者トラブル等の分析・情報提供	新 P I O - N E T（全国消費生活情報ネットワークシステム）を活用した消費者トラブル等の分析・市町村や関係機関へ情報提供を行う	随時実施予定	新 P I O - N E T（全国消費生活情報ネットワークシステム）を活用した消費者トラブル等の分析・市町村や関係機関へ情報提供を行った	随時実施予定	県民生活センター
3	(1)	ケ	県指定消費生活相談員等による市町村の相談対応への助言・指導	相談への対応、困難事案の解決・啓発など、消費生活相談窓口における相談業務の技術的支援を実施	随時実施予定	相談への対応、困難事案の解決・啓発など、消費生活相談窓口における相談業務の技術的支援を実施	随時実施予定	県民生活センター
3	(1)	コ	メールやLINEによる相談受付	受付フォーマットへ記載し、メールによる相談受付を実施。詳細な相談は電話及び面談を実施	随時実施予定	メールによる相談受付を実施	随時実施予定	県民生活センター
3	(1)	サ	関係機関と連携した警察安全相談の実施	相談業務に当たる機関・団体が連携して迅速適切な相談対応	警察総合相談ダイヤル（通年、2 4 時間受付）	警察総合相談ダイヤル 令和 6 年度受理件数7,586件	警察総合相談ダイヤル（通年、2 4 時間受付）	県警本部総務課
3	(1)	シ	県市町村間の窓口相談フローの作成と市町村窓口における県民生活センターによる対応サポート（ワンストップ相談）の実施	市町村相談窓口における市町村行政職員による消費者相談を県民生活センターがバックアップし、相談者が身近な窓口で迅速に相談を受けられる体制を整備する	相談への対応、困難事案の解決・啓発など、消費生活相談窓口における相談業務の技術的支援を実施。 市町村の消費生活相談事務に関し、助言等の支援を行う指定消費生活相談員を県民生活センターに配置。（5 名）	相談への対応、困難事案の解決・啓発など、消費生活相談窓口における相談業務の技術的支援を実施。 市町村の消費生活相談事務に関し、助言等の支援を行う指定消費生活相談員を県民生活センターに配置。（5 名）	相談への対応、困難事案の解決・啓発など、消費生活相談窓口における相談業務の技術的支援を実施。 市町村の消費生活相談事務に関し、助言等の支援を行う指定消費生活相談員を県民生活センターに配置。（5 名）	県民生活支援課 県民生活センター
3	(2)	見守り体制の構築及び見守り活動の促進 高齢者や障害のある人等、消費者被害に遭いやすい人の見守り活動を行う「見守りネットワーク（消費者安全確保地域協議会を含む）」を構築するとともに関係機関との円滑な運営を支援します。						
3	(2)	ア	市町村が設置する消費者安全確保地域協議会の円滑な運営と相互連携を図るため、山梨県消費者安全確保推進会議の設置	市町村の消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク等）の設置、また協議会（見守りネットワーク等）の取組を推進するため、「山梨県消費者安全確保推進会議」を設置し、市町村の見守りネットワーク構築と円滑な運営のために必要な情報提供・研修等実施	消費者安全確保推進会議の開催。9 月予定	9 月に消費者安全確保推進会議を開催した。	消費者安全確保推進会議の開催。年 2 回予定。	県民生活支援課
3	(2)	イ	「見守りネットワーク」の活動を支援するため、消費者事故や消費者被害、見守り体制の重要性等に関する情報の提供	各市町村において見守り活動を実施する消費生活協力員及び消費生活協力団体※に、消費生活情報誌や消費者事故、被害等に関する情報資料等を送付。 「高齢者等の安心・安全な生活環境づくりに向けた協定※」の締結に基づく協力団体への情報提供	随時実施	随時、情報提供を実施した	随時実施	県民生活支援課
3	(2)	イ	「見守りネットワーク」の活動を支援するため、消費者事故や消費者被害、見守り体制の重要性等に関する情報の提供	「見守りネットワーク」の活動を支援するため、見守り関係者を対象とした出前講座を実施	随時実施予定	見守り活動向け出前講座を実施した（年 9 回）	随時実施予定	県民生活センター
3	(2)	ウ	成年後見制度の普及・啓発及び日常生活自立支援の活用	・県社会福祉協議会に「地域福祉権利擁護センター」を設置し、日常生活支援業務に関する審査、調査・研究、広報・啓発、研修等を実施。 ・県社協が基幹的社協（甲府市社協など16市町村社協）に委託し、利用者への自立支援計画の策定、日常的金銭管理サービスや日常生活支援サービスを実施。	【対象者】認知症高齢者、知的障害者等のうち、判断能力が不十分な者 【実施時期】通年 【利用見込】600人程度	【対象者】認知症高齢者、知的障害者等のうち、判断能力が不十分な者 【実施時期】通年 【利用実績】592人	【対象者】認知症高齢者、知的障害者等のうち、判断能力が不十分な者 【実施時期】通年 【利用見込】600人程度	福祉保健総務課
3	(2)	ウ	成年後見制度の普及・啓発及び日常生活自立支援の活用	成年後見制度の活用を促進するため、実際に家族等からの相談に対応する市町村職員及び市町村社会福祉協議会職員を対象とした研修会を開催する	実施時期 令和6年5月～2月（予定） 実施回数 年4回（予定）	実施時期 令和6年8月5日、10月17日、3月4日 実施回数 3回	実施時期 令和7年5月～令和8年2月（予定） 実施回数 年4回（予定）	健康長寿推進課
3	(2)	エ	高齢者・障害のある人等を社会全体で見守るため、消費者団体や介護サービス事業者等への見守り活動の啓発	庁内関係課との連携により、福祉・介護関係者会議における高齢者等の見守りネットワーク構築推進、出前講座活用の促進・啓発 消費生活協力団体が地域において実施する、見守り活動等に資するために実施する研修への講師派遣	健康長寿推進課あて地域事業担当者への出前講座活用の促進を依頼	健康長寿推進課あて地域事業担当者への出前講座活用の促進を依頼した	健康長寿推進課あて地域事業担当者への出前講座活用の促進を依頼 県老人クラブ連合会に出前講座の活用を依頼	県民生活支援課 県民生活センター
3	(2)	エ	高齢者・障害のある人等を社会全体で見守るため、消費者団体や介護サービス事業者等への見守り活動の啓発	障害福祉サービス事業者等に対する集団指導に併せて、パンフレットを配布し啓発	実施時期：令和 6 年 9 月、実施回数：1 回、目標件数：3 0 0 件、配布枚数：3 0 0 枚	令和 6 年度はオンラインで集団指導を実施したため、パンフレットを配布できなかった。	実施時期：令和 7 年 5 月、実施回数：1 回、目標件数：3 0 0 件、配布枚数：3 0 0 枚	障害福祉課

第 2 次山梨県消費者基本計画に基づく令和 6 年度事業実績及び令和 7 年度事業計画

基本方針				①施策の記述 ※計画に記載している施策の記述	②内容（事業名）	③ R 6 取組予定 （実施時期、実施回数、目標件数、 配布枚数等）	④ R 6 取組実績 （実施時期、実施回数、目標件数、 配布枚数等）	⑤ R 7 取組予定 （実施時期、実施回数、目標件数、 配布枚数等）	⑥所属
3	（3）多重債務問題の解決 専門家による相談、悪質業者の取り締まりなど、関係機関と連携し、社会問題化している多重債務者への対策を推進します。								
3	（3）	ア		関係機関・団体との連携による債務問題の解決に向けた支援	多重債務者相談強化キャンペーン、法律無料相談会への協力	引き続き県HPへの掲載やSNS等を通じて広報を行う	県HPへの掲載や啓発チラシ等で広報を行った。	引き続き県HP等で広報を行う。	県民生活支援課
3	（3）	イ		弁護士、司法書士による多重債務無料相談の実施	全国一斉多重債務者相談強化キャンペーンにあわせ、県、弁護士会、司法書士会の共催で弁護士による多重債務無料相談会を実施	全国一斉多重債務者相談強化キャンペーン期間中に家計の無料相談会（多重債務無料相談会）を2回開催する。	全国一斉多重債務者相談強化キャンペーン期間中に、無料相談会を実施した。（10月、11月に各1回）	全国一斉多重債務者相談強化キャンペーン期間中に家計の無料相談会（多重債務無料相談会）を2回開催する。	県民生活支援課
3	（3）	ウ		心の健康（ケア）に関する相談の実施	①こころの健康相談統一ダイヤル ②多重債務者等心の健康相談	①通年（365日24時間） ②通年（月2回）	①通年（365日24時間） ②通年（月2回）	①通年（365日24時間） ②通年（月2回）	健康増進課
3	（3）	エ		貸金業法に基づく貸金業者への立入検査・行政処分	貸金業法に基づく事業者への立入検査・行政処分	立入検査 2件	立入検査 1件	立入検査 3件	産業振興課
3	（3）	オ		ヤミ金融業者の取締の強化	ヤミ金融業者の取締の強化	ヤミ金融業者の取締り強化	年間を通じてヤミ金融業者の取締り強化のため、ヤミ金融業者の実態把握、情報収集活動を実施した。	ヤミ金融業者の取締り強化	県警本部保安課
3	（3）	カ		多重債務の原因となる依存症に関する支援体制の強化	専門医療機関の選定及び依存症相談窓口の設置により、依存症に対する医療及び相談支援の実施（依存症対策推進事業）	相談窓口に相談員を配置し、電話及び来所による相談対応を実施	相談対応件数 延330件（実204件）	相談窓口に相談員を配置し、電話及び来所による相談対応を実施	健康増進課
3	（4）県内団体との連携と紛争処理 県内の消費者団体、事業者団体、NPO法人等の関係機関と連携し、県民の消費生活の安定や向上を図るとともに、消費生活紛争処理委員会等によるあっせん、調停などを通して、消費者問題の早期解決を図ります。								
3	（4）	ア		消費者団体や事業者団体等との意見交換や情報提供	消費者団体との連携、意見交換会のほか 意見交換会（生命保険協会）、消費者安心懇話会（損害保険協会）、暮らしの電化懇話会（日本電化協会）等、各種事業者団体が行う会議、研修会等への参加	引き続き懇談会、意見交換会等を実施予定（10月～）	実施なし	意見交換会等を実施	県民生活支援課 県民生活センター
3	（4）	イ		消費者団体や事業者団体との連携による消費者被害の防止に関する講座やセミナーの開催	消費生活地域講座委託事業等	消費者被害防止講座の実施	消費者被害防止講座の実施	引き続き講座の実施をする	県民生活支援課
3	（4）	ウ		適格消費者団体（消費者に代わって差止め請求権を行使できる法人）や公益的団体等との連携	適格消費者団体への認定を目指す「やまなし消費者支援ネット」との情報交換を実施	必要に応じて実施 ※R5.8月に適格消費者団体に認定された	随時情報交換を行った	必要に応じて実施 差止請求関係業務に係る消費生活相談情報の提供と利用に関する覚書締結予定	県民生活支援課
3	（4）	エ		消費者訴訟に係る訴訟費用の貸付、必要資料の提供	消費者訴訟に係る訴訟費用の貸付、必要資料の提供等	必要に応じて実施	R6実績無し	必要に応じて実施	県民生活支援課
3	（4）	オ		消費生活紛争処理委員会、建設工事紛争審査会によるあっせん・調停	消費生活紛争処理委員会の開催、今後の運営方法についての検討 あっせん・調停の実施	消費生活紛争処理委員会を開催（8月予定）	あっせん実績なし よって紛争処理委員会の開催はなし	委員委嘱替え（R7.5） 紛争処理委員会の開催について検討	県民生活支援課
3	（4）	オ		消費生活紛争処理委員会、建設工事紛争審査会によるあっせん・調停	建設工事の請負契約に関する紛争について、専門家による迅速かつ簡便な解決を図ることを目的として、建設業法に基づき山梨県建設工事紛争審査会を設置	申請により随時開催	審査会開催回数 6回	申請により随時開催	建設業対策室
3	（5）架空請求や電話詐欺等の変化する消費者トラブルへの対策・情報の提供 日々変化する消費者トラブルを未然に防止するため、被害やトラブルの現状を情報提供するとともに、県民の注意を促すため啓発活動を実施します。								
3	（5）	ア		被害防止、トラブルの現状を周知するための情報の提供	県HPによる情報発信、警察庁等の発表される情報について市町村等へ情報提供	県HPに各種情報を発信（随時）、市町村担当者への情報提供（概ね月1回）	県HPに各種情報を発信（随時）、市町村担当者への情報提供（概ね月1回）	県HPに各種情報を発信（随時）、市町村担当者への情報提供（概ね月1回）	県民生活支援課
3	（5）	ア		被害防止、トラブルの現状を周知するための情報の提供	県警、国民生活センター、消費者庁、金融庁などから発表される消費者トラブルについて、センターHP、SNSによる情報発信	随時発信予定	県警、国民生活センター、消費者庁、金融庁などから発表される消費者トラブルについて、センターHP、SNSによる情報発信	随時発信予定	県民生活センター
3	（5）	ア		被害防止、トラブルの現状を周知するための情報の提供	各種防犯情報をメールシステム等による情報発信	通年。必要に応じて情報発信を実施する。	通年。令和6年中91件の情報発信を行った。	通年。必要に応じて情報発信を実施する。	県警本部 生活安全企画課
3	（5）	イ		関係機関が連携し犯罪防止のための活動や環境整備を促進するための安全・安心まちづくり推進会議の設置	関係機関が安全・安心まちづくりの普及・啓発、自主的な防犯活動の支援、構成団体等の相互の連絡調整及び情報交換を実施	安全・安心まちづくり推進会議を実施予定（7～8月）	令和6年7月30日に安全・安心なまちづくり推進会議を開催	安全・安心なまちづくり推進会議を7月9日開催予定	県民生活支援課
3	（5）	ウ		弁護士による無料法律相談の実施	県民個人の日常の活動や生活の中で生じた民事上の諸問題を解決するきっかけとなるよう、法律的な解釈や法制度等について、弁護士が無料で相談に応じる。	年48日（1日あたり8件）実施予定	年48日実施	年48日（1日あたり8件）実施予定	県民生活センター
3	（5）	エ		防犯講話における注意喚起の実施	電話詐欺等各種犯罪被害状況等を踏まえた防犯講話の実施	通年。当課及び各警察署において、関係機関と連携して実施予定。	通年。当課及び各警察署において、関係機関と連携して防犯講話を実施した。	通年。当課及び各警察署において、関係機関と連携して実施予定。	県警本部 生活安全企画課
3	（5）	オ		電話詐欺等の被害防止のため、関係機関と連携した広報啓発活動の推進	関係機関との連携による電話詐欺被害の防止に関する広報啓発活動を推進する。	通年。当課及び各警察署において、関係機関と連携して実施予定。	通年。当課及び各警察署において、関係機関と連携して広報啓発活動を実施した。	通年。当課及び各警察署において、関係機関と連携して実施予定。	県警本部 生活安全企画課

第 2 次山梨県消費者基本計画に基づく令和 6 年度事業実績及び令和 7 年度事業計画

基本方針				①施策の記述 ※計画に記載している施策の記述	②内容（事業名）	③ R 6 取組予定 （実施時期、実施回数、目標件数、 配布枚数等）	④ R 6 取組実績 （実施時期、実施回数、目標件数、 配布枚数等）	⑤ R 7 取組予定 （実施時期、実施回数、目標件数、 配布枚数等）	⑥所属
4 消費者教育の充実									
(1) ライフステージや、学校や地域など場の 特性に応じた体系的な消費者教育の推進 消費者教育は生涯を通じて、学校、地域、家庭、職域等のライフステージに様々な場面で受けられることが重要であるため、ライフステージに応じた情報の提供や出前講座の開催など体系的な取組を推進します。									
4	(1)	ア	再掲 3-4-イ	消費者団体や事業者団体との連携による消費者被害の防止に関する講座やセミナーの開催	消費生活地域講座委託事業等	消費者被害防止講座の実施	消費者被害防止講座の実施	引き続き講座の実施をする	県民生活支援課
4	(1)	イ		消費者教育を推進するため、「キャンパスネットやまなし」「やまなしまなびネット」による学習情報の提供	①「キャンパスネットやまなし」により、様々な学習機会の提供、及び学習成果の適切な評価を実施 ②「やまなしまなびネット」により、インターネットを通じて多様な学習機会や指導者等の情報を提供	キャンパスネットやまなしの新規入会者数 2 7 0 人 やまなしまなびネットの新規掲載件数 1, 3 0 0 件	①キャンパスネットやまなしの新規入会者数 146名 ②やまなしまなびネットの新規掲載件数 1,485件	キャンパスネットやまなしの新規入会者数270人 やまなしまなびネットの新規掲載件数1,400件	まなび支援課
4	(1)	ウ		ライフステージに応じた啓発リーフレット等の作成・活用	ライフステージに応じた啓発リーフレット等の作成・活用	随時実施予定	既存資料を活用	随時実施予定	県民生活センター
4	(1)	エ		ライフステージに応じた出前講座（児童生徒講座、若者講座、高齢者講座、一般成人講座、見守り関係者講座、教職員講座）の活用促進	・最新情報等を取り入れながら、ライフステージに応じた出前講座（児童生徒講座、若者講座、高齢者講座、一般成人講座、見守り関係者講座、教職員講座）の活用促進	随時実施予定	出前講座を138回実施（幼児向け講座を含む）	随時実施予定	県民生活センター
4	(1)	オ		ことぶき勸学院における消費生活講座の実施	ことぶき勸学院における消費生活講座の実施	年間 6 教室実施予定	年間 6 回実施	年間 6 教室実施予定	県民生活センター
4	(1)	オ		ことぶき勸学院における消費生活講座の実施	高齢者への継続的かつ自主的な学習の場の提供及び新たな生きがいがつくり、仲間づくりと健康で活力に満ちた地域づくりに貢献できる人材の育成	年間で消費者生活・経済に関する講座開催数 1 2 回 参加者数 延べ 2 6 0 名	年間で消費者生活・経済に関する講座開催数 1 2 回 参加者数 延べ 2 6 0 名	年間で消費者生活・経済に関する講座開催数 1 2 回 参加者数 延べ 3 0 0 名	社会教育課
4	(1)	カ	再掲 3-1-フ	地域における消費者教育の推進を図るため、地域で活動する消費生活協力員の委嘱と研修の実施	山梨県消費生活条例に基づき、消費生活協力員を委嘱し、県下市町村に配置（再掲）（活動内容）市町村が実施する消費者教育・啓発事業等への協力、地域における消費者被害防止の啓発活動	協力員の（7 8 名）の委嘱 任期 2 年 R6.4.1～R8.3.31	協力員の（7 8 名）の委嘱 任期 2 年 R6.4.1～R8.3.31	協力員の（7 8 名）の委嘱 任期 2 年 R7.4.1～R8.3.31	県民生活支援課
4	(1)	カ	再掲 3-1-フ	地域における消費者教育の推進を図るため、地域で活動する消費生活協力員の委嘱と研修の実施	消費生活協力員の活動に資するため、必要な情報の提供、研修を実施	研修を年 2 回実施予定。必要に応じてメール等で情報提供を行う	研修を年 2 回実施。メール等で情報提供を行った	研修を年 2 回実施予定。必要に応じてメール等で情報提供を行う	県民生活センター
4	(1)	キ	再掲 3-1-キ	市町村の消費者教育の担い手を育成するため、消費生活相談員等のレベルアップ研修の実施、情報提供	市町村行政職員、消費生活相談員等を対象としたレベルアップ研修の実施	年 6 回実施予定	見守り体制強化研修にて相談員の相談対応力向上のための研修会を実施した（年 8 回）	年 6 回実施予定	県民生活センター
4	(1)	ク		大学等と連携した食育推進ボランティアの養成、食に関する講義の実施	食育の各分野における食育推進ボランティアを登録し、研修会等により資質の向上を図り、その専門性を生かした活動を支援するとともに大学生等の参加促進	大学生を対象とした研修会の開催（5 月実施予定）	食育推進ボランティア養成研修の開催（5 月 1 6 日） 対象：山梨学院短期大学（食物栄養学科、保育科）約 200 名	大学生を対象とした研修会の開催（4 月上旬）	県民生活支援課
4	(1)	ケ		大学等と連携したヘルシーメニューの開発、県民健康公開講座の開催等	減塩など県の健康課題の改善に向けたテーマの公開講座を開催する。また、県産食材を使った料理、健康に配慮した食事のメニューの開発等により普及する。	①県民健康公開講座の開催 ・実施時期 7 月（実施回数 3 回） ②県内の食資源や食の安全等に関する講義の実施 ・実施時期 4～7 月（実施回数 15 回） ③山梨学院大学との連携事業により、県民に対する健康的な食生活に関する情報提供の実施	①県民健康公開講座 ・実施時期 7 月（実施回数 1 回） ②県内の食資源や食の安全等に関する講義の実施 ・実施時期 4～7 月（実施回数 15 回）	①県民健康公開講座の開催 ・実施時期 6 月（実施回数 1 回） ②県内の食資源や食の安全等に関する講義の実施 ・実施時期 4～7 月（実施回数 13 回） ③山梨学院大学との連携事業により、県民に対する健康的な食生活に関する情報提供の実施	健康増進課
4	(1)	コ		健全な食生活の実現と心身の成長を図り、生涯を通じて健康で心豊かな食生活を営むため、児童生徒及び保護者に対する啓発活動の実施	学校教育活動全体を通じた食に関する指導実践について指導便りや通信の配付、給食試食会、食生活に関する学習会、授業参観での食育の実践に対する支援	通年 各学校単位で実施	通年 各学校単位で実施	通年 各学校単位で実施	保健体育課
4	(1)	サ		望ましい生活習慣や食習慣を身につけさせるため、学校における食育推進事業の実施	各校の実情に応じた食育が推進できるよう、「食育推進一校一実践」を実施	通年 各学校単位で実施	通年 各学校単位で実施	通年 各学校単位で実施	保健体育課
4	(1)	シ		金融に関する知識・判断力の向上のため、山梨県金融広報委員会、甲府財務事務所と連携した金融経済教育の推進	消費生活情報誌「かいじ号」金融広報特集号の作成、各種会議、研修会における金融教育の啓発資料の配布 ※金融リテラシーの向上に向けた関係者会議 ※金融機関と連携した金融教育・啓発活動の推進 「高齢者等の安心・安全な生活環境づくりに向けた協定」による取組	啓発パンフレット、啓発物品を消費生活協力団体に配布し、啓発活動を行う。	①啓発パンフレットの配布 ②啓発物品を消費生活協力団体である金融機関に配布し、啓発。	啓発パンフレット、啓発物品を消費生活協力団体に配布し、啓発活動を行う。	県民生活支援課

第 2 次山梨県消費者基本計画に基づく令和 6 年度事業実績及び令和 7 年度事業計画

基本方針				①施策の記述 ※計画に記載している施策の記述	②内容（事業名）	③ R 6 取組予定 （実施時期、実施回数、目標件数、 配布枚数等）	④ R 6 取組実績 （実施時期、実施回数、目標件数、 配布枚数等）	⑤ R 7 取組予定 （実施時期、実施回数、目標件数、 配布枚数等）	⑥所属
4	(2) 若年層に向けた消費者教育の拡充と学校が行う消費者教育への支援 成年年齢下げによる若年者の消費者被害の防止と学校における実践的な消費者教育の実施のため、若年層に向けた情報発信や教育の機会の確保、学校への支援など若者のための消費者教育の取組を推進します。								
4	(2)	ア		成年年齢下げに対応するため、高校生、大学生に対して消費者問題に関する啓発講座の実施	県内の高校生、大学生を対象に、集中的に出前講座によるトラブル対応力強化のための消費者教育として出前講座を実施する。	各市町村消費者センター担当者、各高校担当教諭、大学講師等と連携し、実施予定	中学5回、高校21回実施。	各市町村消費者センター担当者、各高校担当教諭、大学講師等と連携し、実施予定	県民生活センター
4	(2)	イ		学習指導要領に基づく小・中・高等学校の授業における出前講座活用の推進	県内の小・中・高等学校に対して消費者教育の出前講座を積極的に周知し、活用を促進する。	随時実施予定	小学校34回、中学校16回、高校29回実施	随時実施予定	県民生活センター
4	(2)	ウ		消費者教育実践授業の他校における活用を図るため、授業実践例のHPへの掲載	他の学校における活用を図るため、授業実践例のHPへの掲載	総合教育センターの教育情報コンテンツデータベース等へ実践事例を掲載する。授業の実施時期は、教育課程の位置付けによる。	総合教育センターの教育情報コンテンツデータベースに該当する実践例を掲載している。	総合教育センターの教育情報コンテンツデータベース等へ実践事例を掲載する。授業の実施時期は、教育課程の位置付けによる。	義務教育課
4	(2)	ウ		消費者教育実践授業の他校における活用を図るため、授業実践例のHPへの掲載	教科担当指導主事の学校訪問に際して消費者行動や消費者被害等の授業実践に対する指導・助言。 総合教育センターホームページを利用して、実践例を紹介する。	6月～10月中に行われる消費者教育に関する授業実践に対する指導・助言を行う。 実践例は総合教育センターHPで紹介する予定。	教科担当指導主事の学校訪問に際して消費者行動や消費者被害等の授業実践に対する指導・助言。 総合教育センターホームページを利用して、実践例を紹介。	6月～10月中に行われる教科訪問の際、消費者教育に関する授業実践に対する指導・助言を行う。 実践例は総合教育センターHPで紹介する予定。	高校教育課
4	(2)	エ		小・中・高の教職員の指導力の向上を図るため、国の調査研究結果を活用した情報提供、消費者教育教材の配布	小・中・高の教職員の指導力の向上を図るため、最新の国の調査研究結果を活用した情報提供、消費者教育教材の配布	随時実施予定	県内小中学校に啓発パンフレット等を随時配布	随時実施予定	県民生活センター
4	(2)	オ		大学等の教職員の消費生活問題への理解を深めるため、消費生活講座等の情報提供、出前講座の実施	大学等の教職員の消費生活問題への理解を深めるため、消費生活講座等の情報提供、出前講座の実施	随時実施予定	大学生向けの出前講座の中で、教材事例等の情報を提供	随時実施予定	県民生活センター
4	(2)	カ		教職員研修を効果的に実施するため、出前講座の実施	教育委員会等との連携を図り、教職員研修を効果的に実施するため、出前講座の実施	随時実施予定	実施なし	随時実施予定	県民生活センター
4	(2)	キ		生徒に対する「消費者教育」を行う家庭科教諭等の意識向上を図り、教育活動を推進	夏期研修会における教科指導研修会の実施	8月8日(木) 262高家庭科授業づくり研修会～消費者教育・金融教育の充実～ 定員10名"	予定通り実施 参加者 9 名	7月30日(水) 262中高特家庭科授業力アップ研修会Ⅱ～消費者教育・金融教育の充実～ 定員15名	総合教育センター
4	(2)	ク		児童生徒の健全な金銭観を育むため、金融・金銭教育研究校による金融教育の実践、講演会・公開授業の実施	金融・金銭教育の研究指定校の推薦（私立小・中・高等学校） 「金融教育機関in山梨」の開催の通知を私立小・中・高等学校へ周知 「金融知識普及功績者」の推薦（私立小・中・高等学校）	金融・金銭教育の研究指定校の推薦(12月、私立小・中・高等学校に通知) 「金融教育機関in山梨」の開催の通知(年1回、私立小・中・高等学校に通知)	2024年度「先生のための金融教育セミナー（オンデマンド配信）」開催の通知	金融・金銭教育における研究校の実践、講演会等の開催についての情報提供を私立学校に行い、周知していく。	まなび支援課
4	(2)	ク		児童生徒の健全な金銭観を育むため、金融・金銭教育研究校による金融教育の実践、講演会・公開授業の実施	児童生徒の健全な金銭観を育むため、金融・金銭教育研究校による金融教育の実践、講演会・公開授業の実施	研究指定校の2校（新田小・白根源小）による金融教育の実践。今年度は新田小において公開授業を実施予定。 （実施日・参加人数・チラシは県の校務支援システムのグループウェアで配付）	令和6年10月25日に新田小金融教育公開授業が実施された。87人が参加した。（児童34人、教員41人、市教育委員会7人、県教育委員会1人、事務局3人、一般1人）	研究指定校の2校（白根源小・石和東小）による金融教育の実践。今年度は白根源小において公開授業を実施予定。（実施日・参加人数・チラシは県の校務支援システムのグループウェアで配付）	義務教育課
4	(2)	ク		児童生徒の健全な金銭観を育むため、金融・金銭教育研究校による金融教育の実践、講演会・公開授業の実施	現在および将来の生活を支え得る金融・経済に関する正しい知識の習得のため、具体的な教育を実践し、その効果的な方法を研究することを目的として、金融・金銭教育研究校における金融教育の実施。	・令和6年度・令和7年度金融教育研究指定校の山梨県立特別支援学校桃花台学園において実践を行う。 ・令和6年度は、実践内容等の検討を中心に行う。	・令和6年度は、金融教育研究指定校の山梨県立特別支援学校桃花台学園において実践内容等の検討を中心に行った。	・令和7年度は、金融教育研究指定校の山梨県立特別支援学校桃花台学園において公開授業を行う。 ・金融教育公開授業、令和7年12月19日（金）に実施予定。	高校教育課
4	(2)	ケ		金融に関する知識・判断力の向上のため、消費者教育講座、巢立ち教室などの山梨県金融広報委員会と連携した金融教育に係る授業の実施	巢立ち教室の通知を私立小・中・高等学校へ周知	巢立ち教室の案内(年1回、私立高等学校に通知)	「夏休み親子見学会」の案内（6月、私立小）	金融に関する知識・判断力育成のための消費者教育講座等の開催についての情報提供を私立学校に行い、周知していく。	まなび支援課
4	(2)	ケ		金融に関する知識・判断力の向上のため、消費者教育講座、巢立ち教室などの山梨県金融広報委員会と連携した金融教育に係る授業の実施	・消費者教育講座、巢立ち教室などの山梨県金融広報委員会と連携した金融教育に係る授業の実施。 ・消費生活に関する様々な情報や消費者トラブル防止のための県民生活センターによる出前講座。	・年間10回程度の巢立ち教室（各校計画）。 ・教員対象セミナー1回。	・金融広報委員会や金融機関及び日本損害保険協会等の出前授業を各学校、教科・科目の内容に応じて、各校依頼を行っている。 ・甲府第一高等学校、都留高等学校の公民科の授業において、外部講師を招いて金融リテラシー向上に向けた授業が行われた。	・年間10回程度の巢立ち教室（各校計画）を開催予定。 ・教員対象セミナー1回開催予定。 ・外部講師を招いた授業実践。	高校教育課
4	(2)	コ		小・中・高等学校向け消費者教育教材のHP掲載と教職員の活用に向けた支援	小学校から高等学校までを対象とした消費者教育教材をHPに掲載するとともに、教職員の研修機会等に活用を呼びかける。	随時実施予定	既存資料を活用	随時実施予定	県民生活センター

第 2 次山梨県消費者基本計画に基づく令和 6 年度事業実績及び令和 7 年度事業計画

基本方針				①施策の記述 ※計画に記載している施策の記述	②内容（事業名）	③ R 6 取組予定 （実施時期、実施回数、目標件数、 配布枚数等）	④ R 6 取組実績 （実施時期、実施回数、目標件数、 配布枚数等）	⑤ R 7 取組予定 （実施時期、実施回数、目標件数、 配布枚数等）	⑥所属
				（3）自立した消費者の育成と消費者市民社会の理解促進 学習指導要領に基づく消費者教育やことぶき勤学院での消費生活講座の実施により自ら考え行動できる「自立した消費者」の育成を図るとともに、研修会等の実施により消費者が自ら参画する「消費者市民社会」の理解を促進します。					
4	（3）	ア	再掲 4-1-オ	ことぶき勤学院における消費生活講座の実施	ことぶき勤学院における消費生活講座の実施	年間 6 教室実施予定	年間 6 教室実施	年間 6 教室実施予定	県民生活センター
4	（3）	ア	再掲 4-1-オ	ことぶき勤学院における消費生活講座の実施	高齢者への継続的かつ自主的な学習の場の提供及び新たな生きがいつくり、仲間づくりと健康で活力に満ちた地域づくりに貢献できる人材の育成	年間で消費者生活・経済に関する講座開催数 1 2 回 参加者数 延べ 2 6 0 名	年間で消費者生活・経済に関する講座開催数 1 2 回 参加者数 延べ 2 6 0 名	年間で消費者生活・経済に関する講座開催数 1 2 回 参加者数 延べ 3 0 0 名	社会教育課
4	（3）	イ		自立した消費者としての基礎を培うため、学習指導要領に基づく消費者教育の実施	消費者教育に関する通知を私立小・中・高等学校へ周知	消費者教育フェスタの開催の通知(随時、私立小・中・高等学校に通知)	「金融経済教育推進機構（J-FLEC）による金融経済教育を受けられる機会の提供を通じて金融リテラシー（お金に関する知識や判断力）を身に付けられるよう、講師派遣（出張授業）の周知（9 月、私立小・中・高等学校通知）消費者教育フェスタの開催の通知（12 月、私立小・中・高等学校に通知）	消費者教育に関する行事、講師派遣事業等の情報提供を私立学校に行う。	まなび支援課
4	（3）	イ		自立した消費者としての基礎を培うため、学習指導要領に基づく消費者教育の実施	自立した消費者としての基礎を培うため、学習指導要領に基づく消費者教育の実施	小・中学校において学習指導要領の位置付けによる消費者教育の実施。	小・中学校において学習指導要領に基づき消費者教育が実施された。	小・中学校において学習指導要領の位置付けによる消費者教育の実施。	義務教育課
4	（3）	イ		自立した消費者としての基礎を培うため、学習指導要領に基づく消費者教育の実施	家庭科など学習指導要領に基づく消費者教育の実施。 ホームルーム、科目を横断する総合的な探究の時間などの時間をととして、自立した消費者としての実践的な態度を育てる。 「社会への扉」等の消費者教育教材を活用した実践的消費者教育の実施	・各学校の年間指導計画に基づき、家庭科の授業等で学習指導要領に示される消費者教育を行う。（実施時期は各学校によって設定）	・各学校の年間指導計画に基づき、家庭科の授業等で学習指導要領に示される消費者教育を行った。（実施時期は各学校によって設定） ・「社会への扉」等の消費者教育教材を活用した授業を全ての学校で実施。	・各学校の年間指導計画に基づき、家庭科の授業等で学習指導要領に示される消費者教育を行う。（実施時期は各学校によって設定）	高校教育課
4	（3）	イ		自立した消費者としての基礎を培うため、学習指導要領に基づく消費者教育の実施	「社会への扉」等の消費者教育教材を活用した実践的消費者教育の実施	全ての学校で年間指導計画に基づき、「社会への扉」等の消費者教育教材を活用した実践的消費者教育を実施する。	各校の年間指導計画に基づき、全ての学校で職業や家庭基礎などの授業において実践的消費者教育を実施した。	全ての学校で年間指導計画に基づき、「社会への扉」等の消費者教育教材を活用した実践的消費者教育を実施する。	特別支援教育・児童生徒支援課
4	（3）	ウ		SDGsを達成するための消費者市民社会の理解の促進など、消費者教育の普及・啓発	新しい消費者教育に関する研修会を実施	随時実施予定	出前講座で小・中・高・大・一般向けに29回実施	随時実施予定	県民生活センター
4	（3）	エ		国際理解への関心を高めるため、学習指導要領に基づく国際理解教育の実施	総合的な学習の時間や、外国語活動、英語の時間における言語の修得と併せた伝統や文化についての学習の実施	小・中学校において学習指導要領の位置付けによる国際理解教育の実施。	小・中学校において学習指導要領に基づき国際理解教育が実施された。	小・中学校において学習指導要領の位置付けによる国際理解教育の実施。	義務教育課
4	（3）	エ		国際理解への関心を高めるため、学習指導要領に基づく国際理解教育の実施	公民科学習指導要領に基づく国際理解教育の実施。 公民科の目標でもある広い視野に立って、国際的な視野を育て、地球規模で対応しなければならない課題に対し、主体的に考察させ、理解を深めさせる。	・公民科科目「公共」、「倫理」及び「政治・経済」の年間指導計画に沿って、学習指導要領に基づく国際理解教育を行う。（実施時期は各校の計画による） ・国際交流事業を通じた、国際理解教育の推進を行う。	・公民科科目「公共」、「倫理」及び「政治・経済」の年間指導計画に沿って、学習指導要領に基づく国際理解教育を行う。（実施時期は各校の計画による） ・国際交流事業を通じた国際理解教育を実施している。 ・テンブル大学連携事業_R6年度は公立7校の生徒が参加、忠清北道国際交流事業_R6年度は公立6校の生徒が参加し、本課事業との連携。	・公民科科目「公共」、「倫理」及び「政治・経済」の年間指導計画に沿って、学習指導要領に基づく国際理解教育を行う。（実施時期は各校の計画による） ・国際交流事業を通じた、国際理解教育の推進を行う。	高校教育課
4	（4）誤情報や風評被害に惑わされない正しい消費行動の普及啓発 消費者が誤った情報などに惑わされず、正しい知識を持ち自ら選択していくことができるように啓発活動等を行います。								
4	（4）	ア		司法の基本的な考え方を実生活と結びつけて理解し、身につけるため、学習指導要領に基づく法教育の実施	法教育に関する教員研修及び出前教室等の通知を私立小・中・高等学校へ周知。	法教育に関する教員研修及び出前教室の周知（随時、私立小・中・高等学校に通知）	法教育に関する教員研修及び出前教室の周知（4 月、私立小・中・高等学校に通知）	法教育に関する研修及び講師派遣事業についての情報提供を私立学校に行い、周知していく。	まなび支援課
4	（4）	ア		司法の基本的な考え方を実生活と結びつけて理解し、身につけるため、学習指導要領に基づく法教育の実施	社会科公民的分野における法についての全般的な学習の実施	小・中学校において学習指導要領の位置付けによる法教育の実施。	小・中学校において学習指導要領に基づき法教育が実施された。	小・中学校において学習指導要領の位置付けによる法教育の実施。	義務教育課
4	（4）	イ		消費者主権と責務、消費者行政などをテーマに、討論・発表等を通して、消費者教育を実施	公民科学習指導要領に基づく法教育の実施。 法や規範の意義や役割を理解させるため、具体的事例を取り上げ、討論・意見発表などを通じた指導を実施。国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を育成することを目指す。	・年間指導計画にそって、公民科の授業で学習指導要領に基づく法教育を行う。（実施時期は各学校の計画による） ・選管出前講座、弁護士出前講座、高大連携出前講座、租税教室を連携団体からの募集依頼に基づき実施する。	・年間指導計画にそって、公民科の授業で学習指導要領に基づく法教育を行っている。（実施時期は各学校の計画による） ・選管出前講座、弁護士出前講座、高大連携出前講座、租税教室を連携団体からの募集依頼に基づき実施している。	・年間指導計画にそって、公民科の授業で学習指導要領に基づく法教育を行う。（実施時期は各学校の計画による） ・選管出前講座、弁護士出前講座、高大連携出前講座、租税教室を連携団体からの募集依頼に基づき実施する。	高校教育課
4	（4）	ウ		誹謗中傷防止のための啓発活動の実施	不当な差別、偏見、SNSでの誹謗中傷等の防止のため、県民に向けた人権啓発活動を実施	引き続き各人権啓発事業において、誹謗中傷防止の啓発を行うとともに、ネットトラブル対策のモデル事業を実施予定	ネットトラブル対策事業を再委託し、随時報告と月 1 回の定例報告を受け、年間488件の危険な投稿が検出された。危険度に応じ削除依頼等おこなった。	1～2 週間に 1 回ネットバトルをおこない、危険度の高いものの削除依頼をおこなう。	県民生活支援課
4	（4）	エ		S N S 等による誤情報や風評被害に惑わされない消費者の正しい消費行動等の普及・啓発	県民生活センターにおいて実施する出前講座において誤情報等に惑わされない消費者行動の啓発	随時発信予定	出前講座で小・中・高・大学向けに27回実施	随時発信予定	県民生活センター
4	（4）	オ		消費者被害の態様などの S N S 等による迅速な情報発信	消費者情報をツイッター、Facebook、LINE により発信	随時発信予定	延べ 1 5 3 回発信	随時発信予定	県民生活センター

第 2 次山梨県消費者基本計画に基づく令和 6 年度事業実績及び令和 7 年度事業計画

基本方針				①施策の記述 ※計画に記載している施策の記述	②内容（事業名）	③ R 6 取組予定 （実施時期、実施回数、目標件数、 配布枚数等）	④ R 6 取組実績 （実施時期、実施回数、目標件数、 配布枚数等）	⑤ R 7 取組予定 （実施時期、実施回数、目標件数、 配布枚数等）	⑥所属
4	(5) エシカル消費（倫理的消費）の普及啓発及び事業者との連携 人や環境・社会・地域に配慮した消費のPR活動を通して、「エシカル消費（倫理的消費）」の普及啓発を図ります。地域に配慮した消費行動として地産地消や郷土食の食文化の継承を推進します。また、商品選択の目安となる認証マークの普及啓発を進めます。								
4	(5)	ア		郷土料理を活用した食文化の継承を推進するため、食生活改善推進員連絡協議会等関係団体との連携による食に関するイベント等の実施	「食の祭典やまなし」（県調理師会主催）を、隔年により実施	「食の祭典やまなし」（県調理師会主催）の開催 （隔年実施のため、次回はR7年度に開催予定）	「食の祭典やまなし」（県調理師会主催）は隔年で実施しており、次回はR7年度に実施予定	「食の祭典やまなし」（県調理師会主催）R7.6.4実施	健康増進課
4	(5)	イ		乳幼児期にふさわしい食生活の実践を推進するとともに、家庭での地産地消を推進するため、保育所等における地産地消に係る食育の推進	「山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例」に基づく保育所における地産地消に係る食育の推進	随時実施予定	保育所等の指導監査において、食育の計画を作成し、地産地消の取り組みに努めるよう指導を実施。（R6.6月～R7.1月、計103施設）	引き続き保育所等への指導監査を実施。	子育て・次世代サポート課
4	(5)	ウ		様々なイベントを通じて地産地消のPR活動を推進	県産の特産林産物をPRするとともに消費者と生産者の交流を図るため、地域の交流拠点を活用し、きのこや山菜等の特産林産物の試食、料理方法の紹介、展示等のイベントの開催	・令和6年9月～10月、イベント出展 開催回数：計2回	・令和6年9月28日「道の駅富士川」出展 ・令和6年10月19日「林業まつり森林のフェスティバル」出展 ・開催回数：計2回	・令和7年9月～11月、イベント出展 開催回数：計2回	林業振興課
4	(5)	ウ		様々なイベントを通じて地産地消のPR活動を推進	地産地消を推進するため、県産農畜水産物や加工品等の展示及び即売を実施する「ふるさと特産品フェア」（農業まつり）を開催。	小瀬スポーツ公園において、各種団体が農業のPRや啓発、特産物の販売を実施予定。 ・実施時期:R6.10.19 ・実施回数:1回 ・来場者数:25,000人程度	小瀬スポーツ公園において、各種団体が農業のPRや啓発、特産物の販売を実施予定。 ・実施時期:R6.10.19 ・実施回数:1回 ・来場者数:約20,000人	小瀬スポーツ公園において、各種団体が農業のPRや啓発、特産物の販売を実施予定。 ・実施時期:R7.10.18 ・実施回数:1回 ・来場者数:20,000人程度	農政総務課
4	(5)	ウ		様々なイベントを通じて地産地消のPR活動を推進	まきば公園で本県畜産物に対する理解を深めてもらうことを目的に開催される「フェスタまきば」の運営費に対する助成	フェスタまきば R6.10頃 県立まきば公園で開催 県産銘柄食肉バーベキュー、食育コーナー等	フェスタまきば R6.10.6 県立まきば公園で開催 県産銘柄食肉バーベキュー、食育コーナー等	フェスタまきば R7.9.28予定 県立まきば公園で開催 県産銘柄食肉バーベキュー、食育コーナー等	畜産課
4	(5)	エ		県内農産物直売所・飲食店等の利用拡大による地産地消の推進	農産物の利用直売所の利用を促進し、売上向上を図るため、消費者に対し情報提供するとともに、直売所に対しても必要な情報を提供する。	・県、富士の国やまなし観光ネットのHPに農産物直売所の情報を掲載 ・キノコによる食中毒防止情報を提供（秋期）	・県、公益社団法人やまなし観光推進機構のHPに農産物直売所の情報を掲載 ・農産物直売所実態調査を元に最新情報を更新	・県、公益社団法人やまなし観光推進機構のHPに農産物直売所の情報を掲載 ・農産物直売所実態調査を元に最新情報を更新	販売・輸出支援課
4	(5)	オ		食や農業への関心を高め理解を促進するため、高校生あぐり体験事業の実施	食や農業への関心を高め理解を促進するため、高校生を対象とした農業体験を実施する。	7月・8月、年4回、参加者数 延べ40人程度	7/27、8/10、8/17、8/31 計4回実施 参加人数 延べ67名	7月・8月、年4回、参加者数 延べ40人程度	農業技術課
4	(5)	カ		地域の農業生産者等との協力による学校給食での地産地消の推進	各種研修会や公立学校食育推進研究会で地場産物の活用の教育的効果について指導。 先進的な取り組みの事例紹介。	各種研修会や公立学校食育推進研究会で地場産物や有機農産物を活用した食育推進の研修を実施予定。 各給食施設単位で地場産物活用を推進する。	各種研修会や公立学校食育推進研究会で地場産物や有機農産物を活用した食育推進の研修を実施予定。 各給食施設単位で地場産物活用を推進する。	各種研修会や公立学校食育推進研究会で地場産物や有機農産物を活用した食育推進の研修を実施予定。 各給食施設単位で地場産物活用を推進する。	保健体育課
4	(5)	キ		環境保全や自然保護等に関する認証ラベルや製品に関する啓発活動	関係団体と連携し、エシカル消費に関する内容を取り入れた出前講座を実施	随時実施予定	実施なし	随時実施予定	県民生活センター
4	(6) 食品ロスの削減や環境保全に関する消費者及び事業者の理解の促進 持続可能な社会の形成に貢献するために、食品ロスの削減や環境保全に関する取組を実施し、消費者と事業者の理解の促進を図ります。								
4	(6)	ア		環境に与える消費活動の影響を自覚する消費者を育成するため、環境学習指導者（やまなしエコティーチャー）を派遣	環境に与える消費活動の影響を自覚する消費者を育成するため、環境学習指導者（やまなしエコティーチャー）を派遣 （環境学習指導者派遣事業）	エコティーチャーの派遣回数目標年間67回 （通年実施）	環境学習指導者（エコティーチャー）の派遣事業 実施時期：通年 実施回数：エコティーチャーの派遣回数 12回	環境学習指導者（エコティーチャー）の派遣事業 実施時期：通年 目標件数：エコティーチャーの派遣回数 67回	自然共生推進課
4	(6)	イ		県民がライフスタイルを見直す契機とするため、マイバッグ・マイバスケットの推進、環境家計簿の普及等、やまなしクールチョイス県民運動を推進	県民がライフスタイルを見直す契機とするため、マイバッグ・マイバスケットの推進、環境家計簿の普及等、やまなしクールチョイス県民運動を推進 （やまなしクールチョイス県民運動推進事業費）	県民の脱炭素に向けたライフスタイルを推進するための普及啓発活動を展開 ①エコドライブ宣言の募集 エコドライブ宣言者に普及啓発リーフレット・ステッカーの配布（通年、その都度配布、一、個人31） ②緑のカーテン取組情報募集 緑のカーテンの取組事例を募集・公表 （8～9月に取組情報を募集・公表、1回、一、一）	県民の脱炭素に向けたライフスタイルを推進するための普及啓発活動を展開 ①エコドライブ宣言の募集 エコドライブ宣言者に普及啓発リーフレット・ステッカーの配布（通年、その都度配布、一、355） ②緑のカーテン取組情報募集 緑のカーテンの取組事例を募集・公表 （取組情報を募集・公表、1回、一、一）	県民の脱炭素に向けたライフスタイルを推進するための普及啓発活動を展開 ①エコドライブ宣言の募集 エコドライブ宣言者に普及啓発リーフレット・ステッカーの配布（通年、その都度配布、一、一） ②普及啓発事業の実施 普及啓発のための冊子及び物品の作成・配布（通年、その都度配布、一、一）	地域エネルギー推進課

第 2 次山梨県消費者基本計画に基づく令和 6 年度事業実績及び令和 7 年度事業計画

基本方針			①施策の記述 ※計画に記載している施策の記述	②内容（事業名）	③ R 6 取組予定 （実施時期、実施回数、目標件数、 配布枚数等）	④ R 6 取組実績 （実施時期、実施回数、目標件数、 配布枚数等）	⑤ R 7 取組予定 （実施時期、実施回数、目標件数、 配布枚数等）	⑥所属
4	(6)	ウ	地球環境や循環型社会に関する理解を深めるため、「環境情報館・やまなし環境学習プログラム」のHPへの掲載、環境ライブラリー事業による情報発信	地球環境や循環型社会に関する理解を深めるため、環境情報館・やまなし環境学習プログラム（県HP）の掲載、環境ライブラリー事業による情報発信	環境ライブラリーの貸し出し目標年間20件（通年実施） 環境学習プログラムのHP掲載は通年実施	環境ライブラリーの書籍貸し出し、環境学習プログラムの県HPへの掲載を実施。 実施時期：通年 実施回数：環境ライブラリーの貸し出し無し 環境学習プログラムのHP掲載は通年実施	環境ライブラリーの書籍貸し出し、環境学習プログラムの県HPへの掲載を予定。 実施時期：通年 目標件数：環境ライブラリーの貸し出し 20件（年） 環境学習プログラムのHP掲載は通年実施	自然共生推進課
4	(6)	エ	自然環境やごみの減量等について考える機会を提供するため、フロンティア・アドベンチャーやまなし少年海洋道中の実施	青少年に心の豊かさを育むことを目的に、大自然の中での野外活動生活を通して、自然環境やごみ減量等について考える機会の提供	時期・回数：7・8月実施の「事前研修(2日間)」 「現地研修(9日間)」「事後研修(1日)」 参加者数：県内中学生32名	時期・回数：7・8月実施の「事前研修(2日間)」 「現地研修(9日間)」「事後研修(1日)」 参加者数：県内中学生32名	時期・回数：7・8月実施の「事前研修(2日間)」 「現地研修(9日間)」「事後研修(1日)」 参加者数：県内中学生32名	社会教育課
4	(6)	オ	食品ロス削減に対する認識をより高め、消費行動を改善するため、食品ロス削減のための啓発	消費者向けに、ポスター・チラシの配布、食品ロス削減研修会の開催、食品ロス削減に関するHPの設置等の実施	県民向け食品ロス削減ダイアリーの作成・配布 事業者向け持ち帰り容器の普及活動 HPやSNSを活用した情報発信	ヴァンフォーレ甲府と連携したフードドライブ・啓発活動の実施（5月・9月） 食品ロス削減ダイアリーの配布（7月～9月） 飲食店における食品ロス削減モデル事業（10月～1月）、持ち帰り容器・袋を45店舗で配布	ヴァンフォーレ甲府と連携したフードドライブ・啓発活動の実施（5月・10月）予定 食品ロス削減に向けた料理教室の開催（10月） 飲食店における食品ロス削減モデル事業（10月～1月）、持ち帰り容器・袋を県内飲食店で配布	県民生活支援課
4	(6)	カ	食品ロス削減に取り組む食品関連事業者の取組への支援	食品ロス削減に取り組む、食品関連事業者「食品ロス削減推進応援団」として登録し、県HP等で活動の内容、事業者等の紹介	パートナー登録促進、県HP等で取組紹介	令和6年度未現在：食品ロス削減推進パートナー事業所数444事業所	パートナー登録促進、県HP等で取組紹介	県民生活支援課
4	(6)	キ	規格外や未利用の農林水産物の活用（加工・販売等）の促進	6次産業化ネットワーク活動支援事業 ・6次産業化サポートセンターの設置 ・人材育成研修会等の実施 ・新商品開発等に必要な施設の整備	・農産漁村発イノベーションサポートセンターの設置（4月中旬～3月） ・人材育成研修会の実施（年3回、8月～1月） ・新商品開発等に必要な施設の整備（1事業者）	・農山漁村発イノベーションサポートセンターの設置（4月15日～3月21日） ・人材育成研修会の実施（年3回、12月6日、1月30日、2月10日） ・新商品開発等に必要な施設の整備（1事業者）	・農山漁村発イノベーションサポートセンターの設置（4月中旬～3月） ・人材育成研修会の実施（年4回、8月～1月） ・新商品開発等に必要な施設の整備（1事業者）	果樹・6次産業振興課
4	(6)	キ	規格外や未利用の農林水産物の活用（加工・販売等）の促進	やまなし6次産業強化促進事業（H23～R4） ・加工品の開発や販売開拓・拡大等の支援及びトップレベルを目指す事業者の育成 規格外農産物を活用した地域食品産業連携プロジェクト推進事業（R5～） ・県内主要農産物の産地と多様な事業者が連携し、地域の規格外農産物を活用した新たなビジネスを創出し、農業者の所得向上を図る。	・加工品開発や販路開拓等に取り組む農業者への専門家による指導（令和6年5月～令和7年3月：8人45回） 規格外農産物関係 ・令和5年度の調査結果をふまえた国の事業（地域食品産業連携プロジェクト(LFP)推進事業）の活用に向けた実施体制の整備（産地と多様な事業者が連携した新商品開発や販路開拓等）	・加工品開発や販路開拓等に取り組む農業者への専門家による指導（令和6年5月～令和7年3月：6人22回） 規格外農産物関係 ・国の事業（地域食品産業連携プロジェクト(LFP)推進事業）の活用に向けた実施体制を整備するため、関係機関を集めた農山漁村イノベーション推進プロジェクト会議において、現地における規格外農産物の活用状況や商品開発など事業者の取組について情報共有を行った。（年2回、7月、1月）	・加工品開発や販路開拓等に取り組む農業者への専門家による指導（令和7年5月～令和8年3月：5人30回） 規格外農産物関係 ・規格外農産物や地域資源を活用し、産地と多様な事業者が連携した新商品開発や販路開拓に取り組むための体制整備に向け、関係機関を集めた会議を開催する。（年2回）	果樹・6次産業振興課
4	(6)	ク	食品廃棄物の発生量及びその可食部率の捕捉並びにこれに基づく食品ロス発生量推計を継続的に実施	環境省調査及び一般廃棄物処理事業実態調査の結果を基に食品廃棄物発生量及び食品ロス量の推計を実施する。（なお、事業はありません。）	環境省調査及び一般廃棄物処理事業実態調査の結果を基に食品ロス量の推計を実施（8月頃）	環境省調査及び一般廃棄物処理事業実態調査の結果を基に食品ロス量の推計を実施した。（8月実施）	環境省調査及び一般廃棄物処理事業実態調査の結果を基に食品ロス量の推計を実施（8月頃）	環境整備課
4	(6)	ケ	教科「家庭」や総合的な探求の時間等において、食品ロス削減に向けた実践的な授業の実施	・食品ロスの削減に向け、教科書等の内容を手がかりに、食品ロスの現状を理解したり、削減するためにできることについて考える。 ・教科「家庭」、総合的な探究の時間、ホームプロジェクト等で食品ロス削減に向けた実践的な態度を育てる。	・各学校の年間指導計画に基づき、「家庭基礎」や「家庭総合」で食品ロスの現状を理解したり、削減するためにできることについて考える。 ・ホームプロジェクトや専門教科「家庭」において、食品ロス削減に向けた実践的な態度を育てる。	・各学校の年間指導計画に基づき、家庭科の食生活に関する授業の中で、「食品ロス削減」に向けた学習を実践した。 ・ホームプロジェクトや専門教科「家庭」において、課題を設定し、解決に向けた実践的な学習を行った。	・各学校の年間指導計画に基づき、「家庭基礎」や「家庭総合」で食品ロスの現状を理解したり、削減するためにできることについて考える。 ・ホームプロジェクトや専門教科「家庭」において、食品ロス削減に向けた実践的な態度を育てる。	高校教育課
4	(6)	コ	海洋汚染の原因となっているプラスチックごみ等の発生を抑制するため、プラスチック製品と賢く付き合う取り組みを推進	海洋汚染の原因となっているプラスチックごみ等の発生を抑制するため、プラスチック製品と賢く付き合う取り組みを推進（プラスチックスマート推進事業費）	○県内河川美化啓発イベントを実施（6月～7月実施、年1回、60名程度） ○県内河川で実施するマイクロプラスチック調査結果を基に県民向け学習資料を作成 ○プラスチックごみ発生抑制に向けた総括学習会を実施（12～1月頃実施、年1回、500名以内）	○県内河川美化啓発イベントを実施した。（7月実施56名参加） ○県内河川で実施するマイクロプラスチック調査結果を基に県民向け学習資料を作成し、県HPに掲載。 ○プラスチックごみ発生抑制に向けた総括学習会を実施した。（1月実施、305名参加）	○県内河川マイクロプラスチック調査を実施（6月～7月実施） ○県内河川で実施するマイクロプラスチック調査結果を基に県民向け学習資料を作成し、県HPに掲載。 ○マイクロプラスチック対策の状況、マイクロプラスチック問題への認識に係るアンケート及び県内公共施設の現場写真撮影を実施（7～12月頃実施） ○マイクロプラスチック流出抑制普及啓発資料を作成し、県HPに掲載。	環境整備課

第 2 次山梨県消費者基本計画に基づく令和 6 年度事業実績及び令和 7 年度事業計画

基本方針				①施策の記述 ※計画に記載している施策の記述	②内容（事業名）	③ R 6 取組予定 （実施時期、実施回数、目標件数、 配布枚数等）	④ R 6 取組実績 （実施時期、実施回数、目標件数、 配布枚数等）	⑤ R 7 取組予定 （実施時期、実施回数、目標件数、 配布枚数等）	⑥所属
5 消費生活情報の発信									
(1) 被害防止のための注意喚起情報の発信 消費者被害を防止するため、ホームページやテレビ、情報誌を活用した注意喚起情報を発信します。									
5	(1)	ア		消費生活情報誌「かいじ号」の発行	消費生活情報誌「かいじ号」の発行	かいじ号 2 回発行（4 月、9 月）	かいじ号 2 回発行（4 月、9 月）	かいじ号 2 回発行（4 月、9 月）	県民生活支援課 県民生活センター
5	(1)	イ		消費者被害を防止するため、チラシ、パンフレット、DVD 等による啓発	県の各種イベント・会議等において、関係機関発行の啓発資料等の展示配布、DVD の放映。 教育委員会等関係部署において開催される会議、研修会等において、消費者被害を防止、消費者教育関係資料等の配付。	消費者月間（5 月）に県内金融機関でのパネル展示を実施 ヴァンフォーレ甲府の試合会場、ショッピングセンターでチラシを配布・オーロラビジョンでの周知	ヴァンフォーレ甲府の試合会場でチラシ及び啓発物品を配布 消費者月間（5 月）に県内金融機関でのパネル展示を実施 ヴァンフォーレ甲府の試合会場、ショッピングセンターでチラシを配布・オーロラビジョンでの周知	引き続き実施する 消費者月間（5 月）に県内金融機関でのパネル展示を実施、県立図書館での連携展示 ヴァンフォーレ甲府の試合会場、ショッピングセンターでチラシを配布・オーロラビジョンでの周知	県民生活支援課 県民生活センター
5	(1)	ウ	再掲 1-2-エ	子どもの事故防止のため、事例などの情報発信及び啓発	国民生活センター「子どもサポート情報」ほか、子どもの事故防止に向けた情報の発信、市町村を通して住民への周知	随時配布予定	随時配布した。	随時配布予定	県民生活支援課
5	(1)	エ		安全・安心に関する情報を提供するため、情報コーナーの設置	県民生活センターにおけるポスター、啓発資料展示等、情報コーナーの設置	随時実施予定	随時掲示した	随時実施予定	県民生活センター
5	(1)	オ		消費者被害の防止や消費者の利益の擁護増進等のため、テレビ放送「くらしの情報」による注意喚起	30 秒のスポット放送「くらしの情報」として、情報提供や注意喚起を行う。	動画広告等により、消費生活に関する情報提供と幅広い周知を行う（年10本）	動画広告等により、消費生活に関する情報提供と幅広い周知を行った（年10本）	動画広告等により、消費生活に関する情報提供と幅広い周知を行う（年12本）	県民生活支援課
(2) 情報サイト・SNS を利用した情報発信 幅広い世代に浸透しているウェブサイトやSNS を活用し、消費トラブルや消費者教育情報を積極的に発信します。									
5	(2)	ア		学びの場の特性に応じた消費者教育が実施できるよう、消費者教育ポータルサイト（消費者庁）の紹介・活用促進	消費者教育ポータルサイト（消費者庁）の紹介資料、その他消費者教育教材等の資料提供	随時実施予定	県HPで消費者教育ポータルサイトを紹介	随時実施予定	県民生活支援課
5	(2)	ア		学びの場の特性に応じた消費者教育が実施できるよう、消費者教育ポータルサイト（消費者庁）の紹介・活用促進	消費者教育ポータルサイト（消費者庁）の紹介資料、その他消費者教育教材等の資料提供	随時実施予定	生徒用教材「社会への扉」や、VR動画等を活用した体験型教材「鍛えよう、消費者力 気づく・断る・相談する」等をやまなし食の安全・食育優良活動表彰者を県ホームページに掲載（実施時期：9 月） 食の安全・安心に関する情報、食品表示合同調査等県の取り組みについてポータルサイトに掲載（実施時期：随時）	消費者庁「消費者教育ポータルサイト」の資料、教材について情報提供を私立学校に行い、活用に向けて周知し 食の安全・安心に関する県の取り組み、関連情報についてポータルサイトに掲載 随時実施	まなび支援課 県民生活支援課
5	(2)	イ	再掲 1-4-コ	県民に対して食の安全・安心等について積極的な情報提供	食品の安全性や栄養等、食に関する様々な内容を一元的に「やまなし食の安全・安心ポータルサイト」により情報提供	食の安全・安心に関する県の取り組み、関連情報についてポータルサイトに掲載 随時実施	消費者庁から情報提供（消費者安全法第 3 8 条）のあった事例について、随時HPに情報を掲載、市町村を含む関係機関に周知した。	引き続き消費者庁からの注意喚起等の情報を随時HPに情報を提供するとともに関係機関に情報提供する。	県民生活支援課
5	(2)	ウ		変化する消費者被害の情報を取得しやすくするために、県HPに消費者トラブルの事例と解説の掲載	県ホームページを整理し見やすくとともに、最新の消費トラブルの事例と解説を掲載する。	引き続き消費者庁からの注意喚起等の情報を随時HPに情報を提供するとともに関係機関に情報提供する。	消費者庁から情報提供（消費者安全法第 3 8 条）のあった事例について、随時HPに情報を掲載、市町村を含む関係機関に周知した。	引き続き消費者庁からの注意喚起等の情報を随時HPに情報を提供するとともに関係機関に情報提供する。	県民生活支援課
5	(2)	エ	再掲 4-4-オ	デジタル化の進展に対応し、SNS により消費者被害や消費者教育の情報を発信	消費者情報をツイッター、Facebook、LINE により発信	随時発信予定	延べ 1 5 3 回発信	随時発信予定	県民生活センター
(3) 新しい生活様式を踏まえた情報コンテンツによる普及啓発 いつでも、どこにいても消費者が自ら情報を取得できるように様々な情報コンテンツによる普及啓発を実施します。									
5	(3)	ア		新しい生活様式を踏まえて、消費者被害防止や消費者教育に関する講座をオンラインで実施	県民生活センターによる出前講座の内容をグループ単位でのzoomによるオンライン講座で受講可能とする。	随時実施予定	2回実施	随時実施予定	県民生活センター
5	(3)	イ	再掲 5-2-ウ	変化する消費者被害の情報を取得しやすくするために、県HPに消費者トラブルの事例と解説の掲載	県ホームページを整理し見やすくとともに、最新の消費トラブルの事例と解説を掲載する。	引き続き消費者庁からの注意喚起等の情報を随時HPに情報を提供するとともに関係機関に情報提供する。	消費者庁から情報提供（消費者安全法第 3 8 条）のあった事例について、随時HPに情報を掲載、市町村を含む関係機関に周知した。	引き続き消費者庁からの注意喚起等の情報を随時HPに情報を提供するとともに関係機関に情報提供する。	県民生活支援課
5	(3)	ウ	再掲 4-2-コ	小・中・高等学校向け消費者教育教材のHP掲載と教職員の活用に向けた支援	小学校から高等学校までを対象とした消費者教育教材をHPに掲載するとともに、教職員の研修機会等に活用を呼びかける。	随時実施予定	既存資料を活用	随時実施予定	県民生活センター
5 (4) 学校や地域での消費生活情報の活用に向けた周知活動 学校や地域等の身近なグループにおける消費者情報の活用を促進します。									
5	(4)	ア		大学生の消費生活に関する実践的な能力を育成するため、大学と連携した消費者啓発パンフレット等の作成・活用	大学生の消費生活に関する実践的な能力を育成するため、大学と連携した消費者啓発パンフレット等の作成・活用	随時実施予定	出前講座の際に配布活用	随時実施予定	県民生活センター
5	(4)	イ		幼児期における消費者教育を推進するため、保護者や保育士に向けて子育てネットを活用した啓発の実施	やまなし子育てネットに「消費者教育等出前講座」の案内を新たに掲載し、保育・幼児教育関係者や保護者等の活用を促す。	やまなし子育てネットへの掲載を継続する。	やまなし子育てネットに「消費者教育等出前講座」の案内を掲載し、保育・幼児教育関係者や保護者等への周知を図った。	やまなし子育てネットへの掲載を継続する。	子育て・次世代サポート課
5	(4)	ウ	再掲 5-3-ア	新しい生活様式を踏まえて、消費者被害防止や消費者教育に関する講座をオンラインで実施	県民生活センターによる出前講座の内容をグループ単位でのzoomによるオンライン講座で受講可能とする。	随時実施予定	2回実施	随時実施予定	県民生活センター